

## 社会福祉法人 徳栄会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員が能力を十分に発揮できるよう次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月1日～令和4年10月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：小学生未満の子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度等を導入し、職員が短時間希望する場合の子育て支援体制を確立する。

<対策>

- 令和2年11月～ 随時、社員へのアンケート調査・要望を聞き、勤務時間及び職場環境等の取得に向けての改善を図る。
- 令和2年11月～ 短時間勤務を希望する職員に対して、短時間勤務が取りやすい職場環境整備を行い、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などに活用して職員への周知徹底を図り、支援体制を確立する。

目標2：子の看護・介護休暇制度を拡充する（時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用を図る）。

計画期間内に、子の看護・介護休暇の取得率を次の水準以上にする。

男女各職員・・・計画期間中に1人以上の取得を目指す。

<対策>

- 令和2年11月～ 子の看護・介護休暇制度の周知を図り、取得率の向上を図るための管理職を対象とした研修を行い、職場環境整備を図る。

目標3：計画期間内に、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備し、有休付与日数の取得日数60%を目指す。

<対策>

- 令和2年11月～ 法人広報誌等を活用した有給取得状況の周知・啓蒙を図り、管理職に対して有休休暇が取得しやすい環境づくりを徹底する。
- 令和2年11月～ 各部署・個人ごとに取得状況を本人若しくは責任者に報告し、取得向上に努める。